

# 茅ヶ崎市立図書館資料収集方針

## 1 目的

茅ヶ崎市立図書館運営規則（昭和58年教育委員会規則第3号）第2条に規定する事業を十分かつ円滑に実施するため、資料の収集に関して必要な事項を定めるものとします。

## 2 基本方針

- (1) 資料の収集にあたっては、「図書館の自由に関する宣言」の趣旨を尊重し、公正かつ自由に広い視野を持って行います。
- (2) 公立図書館の役割である、一般利用者の文化、教養、調査研究、レクリエーション等に役立つ資料の収集を行います。
- (3) 資料の収集にあたっては、利用者の資料要求と関心及び地域社会の状況を反映させ、選定図書目録、新聞などの書評、その他あらゆる情報を考慮し、組織的、系統的に行います。
- (4) この収集方針を公開し利用者の理解と協力を得るとともに、時間の経過や社会情勢の変化に対応していくため、必要に応じて見直し・改正を行うことで、よりよい蔵書形成に努めます。

## 3 資料の選択方針

- (1) 本館、分館、分室においてそれぞれの役割と機能に応じた蔵書構成に配慮するとともに、茅ヶ崎市立図書館全体の体系的な資料の充実をはかります。
- (2) 資料の選定は、「茅ヶ崎市立図書館選定委員会」において決定します。
- (3) リクエストは、積極的に受けとめ、神奈川県内公立図書館などの協力も得て、資料提供に努めます。
- (4) 寄贈資料は、内容などを充分に検討し、資料価値のあるものや利用見込みのあるものを受け入れます。

## 4 資料別収集方針

### (1)一般図書資料

- ア 利用者の文化、教養、調査研究、レクリエーション等に役立つ基本的・入門的な図書のほか、必要に応じて、専門的・学術的な図書の収集に努めます。
- イ 図書館全体の蔵書構成を考慮に入れながら、その時代の動向と利用者の必要性にあつた図書や最新の情報を盛り込んだ図書の収集に努めます。

### (2)雑誌・新聞

- ア 新聞は主要な全国紙、地方紙、専門紙及びスポーツ紙の代表的なものの収集に努めます。
- イ 雑誌は児童及び青少年向けのものを含め各分野の代表的なものの収集に努めます。

### (3)児童図書資料

- ア 本に対する興味を醸成するとともに、言語能力や表現力を育成することのできる資料を収集します。
- イ 読書を通じて、豊かな感性・想像力を養うことのできる資料を収集します。
- ウ 学習、教養、レクリエーション等に役立つ資料を収集します。

### (4)視聴覚資料

- ア 定評のある作品や話題作の中から必要性や利用度を考慮し、収集します。
- イ 16ミリフィルムは幼児・児童向けのものを重視し、収集します。

### (5)障害者サービス資料

- ア 視聴覚障害者が利用しやすいように、適切な形態の資料を収集します。
- イ 他館・他施設と相互に協力し、資料の提供に努めます。

### (6)レファレンス資料

- ア 利用者の日常の調査・研究の手がかりを得られる資料を幅広く収集します。
- ※ レファレンス資料とは、求める知識・情報を容易に探し出せるよう編集してあり、主として調べるために用いる資料のことです。一般的なものとして辞・事典、年鑑、白書、図鑑、目録などがあります。

### (7)地域資料（郷土資料及び地方行政資料）

- ア 茅ヶ崎市域についての記述がある全分野の多様な資料を、広範囲な視点でもれがないように収集します。
- イ 神奈川県及び県内各市町村に関する資料については、歴史、地理、自然、公害、産業等を記録した資料や統計・要覧等の行政資料を中心に、基本的な資料を収集します。
- ウ 利用が多いと予想される地域資料や後に入手困難と考えられる地域資料は、保存のために複数を揃えます。

## 5 資料収集の分担

- (1) 本館は茅ヶ崎市立図書館の中心館として、分館・分室が収集する資料のほか、専門的図書、参考図書、地域資料、その他の資料を収集し、資料補完及び保存の役割を果たします。
- (2) 分館は限られた収容力の中で利用者層を考慮し、基本的な参考図書、一般教養、実用、趣味、娯楽、小説及び児童書、絵本を中心に図書資料を収集します。
- (3) 分室は限られた収容力のなかで、利用者層及びその必要性を考慮し、小説、実用書、児童書、絵本を中心に利用の多いと思われる図書資料を収集します。

## 6 資料の更新及び除籍

図書館は常に新鮮で適切な資料構成を維持し充実させるため、将来の利用を予測して資料価値のなくなった資料や、破損等のために利用できないと判断された資料の更新及び除籍を行います。

### 「図書館の自由に関する宣言」の抜粋

- (1) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
- (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
- (3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。
- (4) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりはしない。
- (5) 寄贈資料の受け入れに当たっても同様である。

図書館の収集した資料がどのような思想や主張を持っていようと、それを図書館及び図書館員が支持することを意味するものではない。